

産業建設委員会会議録

日時 令和3年3月15日（火曜日）

午前10時00分開会 午後3時15分閉会

場所 第1委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

4 閉会

出席委員（8名）

委員長 勝田達也

副委員長 小坂博

委員 内田卓男

委員 柏村忠志

委員 寺内充

委員 矢口清

委員 柳澤明

委員 平石勝司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（13名）

副市長	栗原 正夫	都市産業部長	船沢 一郎
建設部長	岡田 美德	商工観光課長	羽成 健之
道路管理課長	浅岡 武徳	農林水産課長	佐藤 亨
道路建設課長	草間 正志	都市計画課長	飯泉 貴史
住宅営繕課長	皆藤 秀宏	下水道課長	和田 利昭
公園街路課長	室町 和徳	水道課長	黒須 清一
農業委員会事務局長	下村 浩		

陳述のため出席した者（1名）

意見陳述者（茨城県労働組合総連合議長） 白石氏

傍聴者 1名 (男 1名)

事務局職員出席者 松本 裕司

○**勝田委員長** ただ今から産業建設委員会を開催いたします。はじめに、当委員会へ付託されました請願について、受理番号2最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書採択の請願書を議題とします。こちらは、請願者から意見陳述の希望があり、本日お越しいただいておりますので、審査に入る前に、陳述を行っていただきたいと思っております。意見陳述者におかれましては、陳情の内容から逸脱することなく、概要を述べていただきます。なお、陳述の時間は、10分以内とさせていただきます。それでは、意見陳述を始めてください。

○**意見陳述者白石氏** 本日は最低賃金の請願に関しまして、意見陳述の機会を頂き、誠にありがとうございます。さて、日本の最低賃金の問題は、金額が安くまともな生活ができないこと、全国一律制でないので最低賃金の高い他の県に労働者が流出してしまい人員不足が深刻になること、中小企業支援が極めて貧弱なことの3つになります。去年は、コロナ禍の中で中央審議会の目安が公表されないのと、それでも茨城県の最低賃金は2円引き上げられて851円になりました。しかし、851円では1日8時間月22日働いても月額で15万円に届きません。非正規労働者の多くは900円以下の最低賃金ギリギリの時給で働いている労働者が少なくなく、雇用も守られていません。最低賃金の851円で働いている労働者もいます。コロナ禍の中で、非正規労働者の多数を占める女性の自殺が大きな社会問題になっています。最低賃金ギリギリの賃金では貯金もできず、明日の食事にも困ってしまい一度職を失えば、精力的に就職活動に取り組むこともできません。ところで、最低賃金は茨城労働局の諮問機関である茨城地方最低賃金審議会で審議されています。茨城労連では、毎年、審議会に最低賃金引上げの意見書を提出しています。2020年度は茨城労連加盟の8組織から意見書を提出させていただきました。また、去年は茨城県が県知事名で最低賃金引上げの意見書を提出しています。あわせて、茨城県弁護士会からも最低賃金の大幅引上げを求める会長声明が審議会に提出されています。国会でも立憲民主党や日本共産党などが最低賃金引上げの政策を発表しています。自民党でも最低賃金一元化議連が作られ事務局長の務台衆議院議員は、日本の最低賃金が全国一律ではなく都道府県によって支給額が異なるため若者が東京に集中する傾向を地域別最低賃金が助長している最低賃金引上げ

と一元化の政策を自民党政策の正面にもっていけるよう議連としてがんばりたいと発言しています。東京に比べて、茨城は生活費が安いのではないかという意見がありますが、茨城労連が2020年2月から5月に取り組んだ最低生計費資産調査では、水戸市在住の25歳の青年労働者の最低生計費は月額25万円で年収に直すと300万になることが明らかになりました。月額25万円は、時給に直すと1,600円です。この調査結果は、東京の北区よりも高い金額で、最低生計費はこの調査が取り組まれている20数件ほぼ同じであることが明らかにされています。確かに住居費は東京などの都市部は地方に比べて高くなっていますが、一方で、地方は公共交通機関が未整備で車がないと生活できません。交通費に関わって車の免許取得、車の購入日、ガソリン代、維持費等はかなり高額な金額になっています。最低生計費資産調査からどこでも誰でも月収25万円年収300万円、時給1,500円以上でないと普通の生活ができないことが明らかになっています。最低賃金が上がれば中小企業は潰れてしまうという意見があります。去年は、中央での目安が示されませんでした。が、茨城地方最低賃金審議会でもこれまでの議論の中で使用者側が企業の支払い能力を自由に目安どおりに最低賃金を引き上げたら中小企業の経営が破綻すると、引上げに反対しています。しかし最低賃金と労働者の賃金が上がらないと、国民消費が抑制されて経済が停滞し、結果的に企業の経営にも悪影響を及ぼします。アメリカやフランスでは、大規模な中小企業支援を行って、最低賃金を引き上げています。日本の中小企業への支援事業の執行額が年額87億円であるのに対し、フランスは2兆2,550億円、アメリカは8,800億円の中小企業支援を行っています。つまり、最低賃金を引き上げることとセットに、1兆円を超える中小企業の支援を充実させる必要があります。中小企業支援は、税金や社会保険の事業主負担の軽減などを行うべきです。議員の皆さんには、最低賃金を引き上げたら中小企業がやっていけないから引上げに反対ではなく、最低賃金を引き上げても中小企業がやっていけるように議会の責務として国に、最低賃金の引上げと中小企業支援を要請していただきたいと考えています。以上が最低賃金を全国一律にして、今すぐ1,000円以上に引き上げて、1,500円を目指してほしいという請願の趣旨です。最低賃金の引上げは、非正規労働者の生活だけでなく、日本社会の健全な発展や持続可能性にかかわる社会的な大きな問題であることを考えていただき、土浦市議会での意見書採択の御検討をお願いいたします。以上です。

○勝田委員長 ありがとうございます。審査に入る前に、委員の方から陳述者に質問することはありますか。

○柳澤委員 ただ今のおっしゃるとおりで、私は零細企業をやっているんですが、国の中小企業対策は全くなっていないくて、特に社会保険。これの負担が年々上がってきてるんですね。今企業の負担が大体15パーセントかな、以前は10パーセントですよ。大体の中小零細というのは社会保険の企業負担に耐えられなくて、給料を上げられない。で、給料が低いんで良い人員が集まらないという悪循環になってしまっている。今フランスの話があったけれども数値を聞いてびっくりしたのですが、あまりにも国の対策がお粗末で。基本的に1,500円は大賛成です。もっと高くてもいいくらいです。でなければ、中小特に零細企業の従業員は、生活が成り立たない。それと同時に、今の雇用形態非正規雇用。これも是正すべきなんですよ。仮に非正規であっても、正規社員と同等の待遇で、こういったことも1セットでぜひもっと強く働きかけてほしいというふうに私は思っております。

○意見陳述者白石氏 先日県の経営者協会とも懇談をさせていただきました。その中で出たお話というのが、今柳澤委員のおっしゃる社会保険の負担のところがやはり企業にとっては負担になっているので、その軽減を求める声が会員企業の中では多いとお聞きしました。私たちとしても上部団体を通じて伝えてはいるところですけども、それは地方から声を上げるということも非常に大切だというふうに思っております。

○柳澤委員 ぜひ今後もよろしくお願ひします。今社保の負担を、これは企業だけでなく個人の負担も大きくなっているんですよ。その辺も併せて国の方に働きかけていきたいというふうに私は思っております。

○柏村委員 ここに書いてある茨城労連が計算した生活実態調査の中身をちょっと。人間食べないとだめだから、エンゲル係数がどのぐらいになっているのですか。

○意見陳述者白石氏 はい、エンゲル係数という形では数値のほうは把握しておりませんが、お配りさせていただいた資料の3枚目の中に、字が小さくなっていますが最低生計費調査の結果ということで、その中で茨城、ここでは水戸をモデル地区として掲載しておりますけれども消費支出約18万円のところ、食費としましては4万1千なのがしとの数字ということで、この調査の中では示しております。

○内田委員 前回のこともあります。前回は1,500円だったっけ、常識的な線で1,000円というのは、私は常識的な線だと思います。今後は1,500円を目的にするというのは高い目標だと思いますけれども、現実のところ1,000円という成果を上げていきたくということで、そういう意味からして

私は前回等を考えるとこれは採択すべきものかなというふうに思います。

○勝田委員長 これから審査を行います。陳述者は、傍聴席へ移動していただくか、御退席いただきますようお願いいたします。

(陳述人は傍聴席へ移動)

○勝田委員長 それでは、審査を行います。委員の皆さまの御意見をお伺いします。

○平石委員 内容として趣旨は分かります。ただ、前回もお話ししたかもしれないのですが2番目の最低賃金の即時1,000円以上に引き上げて1,500円を目指すということが、なかなか現実的には厳しいのかなと感じているところでもありますので、これがなければ採択ですと手を挙げたいところなのですが、この2番の部分がありますので私個人としては前回同様の形をとらせていただきたいなというふうに考えております。これは意見です。

○勝田委員長 ほかにございますでしょうか。

○小坂副委員長 私も趣旨としてはおおよそ賛成なのですが、私はタクシー会社をやっておるのですが、今タクシー協会というのは全業種の中で平均賃金が最低です。その中で、1,000円を時給にするということ、160時間になると16万円ですが、そこに到達できない人がたくさんいるんですね。で、なぜできないのかというと、それだけの収入がないから簡単な話で。先ほどおっしゃっていたんですけれど、政府でそういうことを補助していただければいいなあという気が、本当にします。ですからそれと同時にそういう法案もやっていただけるように働きかけていただけると大変助かります。現実問題、これだけが通ってしまうと我々の業界としては大変な問題となってしまうので、是非よろしくお願いたします。

○勝田委員長 ほかにございますでしょうか。

○柏村委員 先ほどの質問と関連するのですが、食費が4万1,967円で住居費が、あと交通通信費と。ほかとの兼合いでいうと食べ物の最低の基準がよく分からないんですね。中国の毛沢東が、とにかく飯が食えるようにするんだという話がありますけれども。ほかの基準の妥当だろうという平均が全体の真ん中ではだめなんですね。そういう意味では、ちょっと疑問を持ちながらも、基本的には賛成です。

○勝田委員長 ほかにございますでしょうか

(「なし」との声あり)

○勝田委員長 なきようであれば、採決に移ります。本請願を採択とする方は、挙手をお願いします。

(6名挙手:小坂副委員長,内田委員,柏村委員,寺内委員,矢口委員,柳澤委員)

○勝田委員長 次に、不採択とする方は、挙手をお願いします。

(1名挙手：平石委員)

○勝田委員長 不採択の理由は、先ほどの御意見のとおりでよろしいでしょうか。趣旨は、分かるけれどもと。

○平石委員 はい。

○勝田委員長 それでは、採択となった受理番号2の請願には、意見書案がございます。意見書の文面について審議をお願いいたします。意見書案を朗読します。現在、非正規雇用労働者は2,000万人を超え、その多くが若者と女性、高齢者で占められています。非正規雇用労働者の多くは、フルタイムで働いても年収200万円以下のワーキングプアと言う状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態で、少子化の最大要因であり社会保障制度の根幹を揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっています。コロナは貧困と格差を拡大し、生活困窮に拍車をかけています。昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は2円引き上がりになり851円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給(902円)に比べて51円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川では2019年10月から最低賃金が1,000円を超えています。日本の最低賃金制度の問題点は①最低賃金が低すぎて生活できない②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する③中小企業支援策が不十分、の3つです。茨城県の最低賃金851円では、憲法25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活ができず、消費が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。最低賃金の引上げは、コロナ禍の中にあっても地域経済の発展につながり、健全な社会づくりの基本であると考えています。茨城県の最低賃金が現状のようなままでは、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者が低賃金状態に置かれ、労働力の流出、地域経済を疲弊させることにつながってしまいます。また、最低賃金が低いままでは、県内を含め全国で問題になっている人手不足をますます深刻化させるだけです。そこで、国においては、最低賃金の趣旨を踏まえ、労働者の生活の安定と言う本来の役割が担える額に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度を確立する必要があります。また、最低賃金引き上げのために、中小企業に対する賃金助成や税、社会保険料の減免など、国の支援予算を増額するとともに、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公平に取引できるルールを確立させなければなりません。以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出いたします。成果項目、1政府

は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。2 政府は、ワーキングプアをなくすため、最低賃金を即時時給 1,000 円以上に引き上げ、時給 1,500 円を目指すこと。3 政府が、最低賃金の引き上げとセットに中小企業への具体的支援を拡充すること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長、茨城地方最低賃金審議会会長宛に茨城県土浦市議会議長からとなっております。この原文のまま採決をするかどうか、御意見ございますか。

○**柏村委員** 請願項目はオーケーです。この前文の、欧米諸国で制度化されていると書いてありますね。これは、その国における状況ですので、歴史とか進行状況ですから、この部分は不要だと思います。

○**勝田委員長** 欧米諸国で採用されているという部分を削除したらということでもよろしいでしょうか。この御意見に対してはいかがでしょうか。

○**小坂副委員長** 私も柏村委員の意見に賛成します。ここで言っているのはアメリカ、イギリスなどかと思いますが、文書としての正確性が欠けてしまいますので、きちんとした意見書ですから、不確実な部分は削除でいいと思います。

○**柳澤委員** 特にここを抜いても文書としてはおかしくないのよ、よいと思います。

○**勝田委員長** それでは、ただ今、柏村委員の方から意見がありましたとおりの修正しての文面ということで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**勝田委員長** それでは、修正して意見書といたします。付託されました請願の審査は、以上となります。執行部の準備のため、暫時休憩といたします。

(10時31分休憩)

(10時35分再開)

○**勝田委員長** 再開します。議案第 1 号土浦市手数料条例の一部改正について、執行部より説明をお願いします。

○**櫻井建築指導課長** 建築指導課です。議案第 1 号土浦市手数料条例の一部改正についてお願いします。サイドボックスの 3 ページをお願いします。紙の議案書も 3 ページをお願いします。条例の一部改正の概要ですが建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令が一部改正されることに伴い、手数料の設定が、見直しされたことによりまして、改正内容を条例に反映させるため、条例の一部改正をするものであります。改正の内容は、省エネ基準への適合義務化している建築物の対象が、今までの延べ面積の下限が 2,000 平方メートルから 300 平方メートルに変更されることに伴う手数料の算定基礎が見直しされたことに伴う改正、それから、エネルギー消費性能にモデル住宅法という手計算で行う簡易な評価方法が新設されたことに伴う改正で、それに係る手

数料の追加であります。サイドブックスの4ページから20ページ、紙の議案書でも4ページから20ページまでが条文で、サイドブックスの21ページから26ページ、紙の議案書でも21ページから26ページまでが改正文となります。建築指導課からは以上です。審査のほどよろしく申し上げます。

○勝田委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第1号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案どおり決しました。続いて議案第8号土浦市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について、執行部から説明願います。

○佐藤農林水産課長 農林水産課です。続きまして議案書の74ページをお願いします。議案第8号でございます。土浦市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてでございます。こちらの改正理由でございますが、行政不服審査法の改正によりまして、この条例の中で、賦課徴収に関する異議申し立ての根拠法令であります条項が改正されたことから、改正するというもので、改正内容は、異議申し立てを審査請求に一元化することと、審査請求することができる期間を30日から3か月に延長するというものでございます。その他文言の整理等でございます。なお、法改正が平成28年で、この時点で条例を改正するべきところでしたが、今般改正漏れが判明したことから、改正して公布の日から施行するものです。以上でございます。

○勝田委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○寺内委員 佐藤課長、28年のがこれまで延びちゃったってことなんだけど、その間にトラブルはなかったか。

○佐藤農林水産課長 はい、この期間の間に異議申し立てというものは、ございませんでした。

○寺内委員 ということは、トラブルがなかったってことでいいんだね。じゃあ、結構です。

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第8号土浦市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案どおり決しました。つづいて、議案第9号土浦市市道の構造の技術的基準等を定める条例

の一部改正について、執行部から説明願います。

○**浅岡道路管理課長** 道路管理課でございます。議案第9号、土浦市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正につきまして御説明いたします。サイドブックスの77ページ、議案書の77ページをお願いします。今回の改正は、道路法の改正により、道路の構造の一般的技術基準を定めている政令の道路構造令が改正されましたことに伴い市の条例も改正するものでございます。まず、道路構造令の交通安全施設に自動運行補助施設が追加されたことに伴い、条例第31条に自動運行補助施設を加えました。自動運行補助施設とは、自動運転車の運行を補助する施設で、電磁誘導線や磁気マーカ等を使用して運行を補助するものです。イメージとしてはゴルフ場で使用されているカートと同様で、道路下に電線を埋設してその上を磁気センサーが装着された自動車が自動走行するものです。なお現在のところ、実証実験段階でありますことから詳細はまだ知らされておられません。もう1点目でございます。歩行者利便増進道路の指定制度が創設されたことに伴い基準を追加したものです。歩行者利便増進道路とは、にぎわいのある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩行者が安心・快適に通行・滞留できるよう歩道の中にカフェやベンチなどを置いてゆっくりできる空間を確保することを定めております。このことにより、条文を追加するものです。また、その他としまして、条ずれや文言の整理等につきまして、あわせて改正を行うものでございます。78ページをお願いします。下から8行目でございます、第42条が今回新たに規定しました歩行者利便増進道路に関する条文でございます。なお、改正条例の施行につきましては、公布の日からとなります。説明は、以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○**平石委員** 歩行者利便増進道路のお話がありましたけれど、土浦市でいうと場所はどの辺りになりますか。

○**浅岡道路管理課長** にぎわいを創出するということもありますので、土浦駅から亀城公園とか、亀城モールとかできていますので、あの辺がイメージになるかと思えます。

○**内田委員** これは、ヨーロッパでレストランで歩道に椅子を出してアウトドアで生ビールを飲んだりカフェをするようなイメージがありますけれども、それが日本でもいわゆるオープンになったというか、可能になったというようなイメージで捉えていいのかということと、昔だったら道路占有許可とかがあっ

たと思うのだけれども、その辺の関係性を教えてください。

○浅岡道路管理課長 欧米のイメージというのはそのとおりでございまして、道路占用というところが出てきます。歩行者を滞留させるということなので、歩道の幅員が一定以上の幅員がないと指定をすることができません。歩道を全く潰すことはできませんので、ある程度歩行者の通行を確保した上で、ベンチとかそういうにぎわいを創出するイメージでございまして。

○内田委員 それは、それぞれのお店が市役所に許可を求めるのか、無許可でできるのかはどうか。料金は発生するののかは、どうか。

○浅岡道路管理課長 区間を指定するというより、エリアを指定して、警察との協議もございまして、そういったイメージでございまして。

○内田委員 それぞれのお店が申請するものではなくて、行政が示した範囲内で占有できるということによいのか。

○浅岡道路管理課長 当然、行政の方からここが地域ですというイメージもあると思うのですが、地域との一体感というのもありますので、地元からここを指定してくれとかの話があったときに、警察署とかの関連もございまして、それを見極めた上で、エリアを指定するイメージでございまして。

○内田委員 質問したいのは、その場合に金は掛かるとか、許可されているのだから実際に役所にお金を払うとかは発生しないんですね。

○浅岡道路管理課長 私のほうのイメージとしては、にぎわいを考えているところでございまして、免除という可能性もあるかと思っております。

○内田委員 可能性ということは、決まっていらないんだな。その辺は、はっきり言ったほうがいいよ。これから決めるとか。イメージを聞いているわけであるので。

○浅岡道路管理課長 勉強不足で申し訳ございません。その辺はこれから確認していきたくと思っております。

○柳澤委員 今、現実的な話として駅から亀城公園の間の区間で、歩道の幅ってというのは大してないでしょう。そこに各個店が店の前にテーブル、椅子を並べて飲食したいということは、現実的な話ではないと思うんだよね。今、ここにうたってあるのは、歩行者が休憩できるベンチを置く程度の話だというふうに私は感じているんですが、それと同時にそういうものは必要であって、休憩する場所が必要だと思う。そういうイメージなのだがどうでしょうか。

○浅岡道路管理課長 柳澤委員のおっしゃるとおりでございまして。当然休む場所、エリアは土浦駅からのエリアに限らず、それも含めた形でエリアを指定していくといった形になると思っております。

○柳澤委員 仮に小さなテーブル1セットを置いたとして、歩道の2分の1，3分の1を占有することになるよね。現場で担当課が考えているほどの有効幅、既存が3メートルとすれば1.5メートルあればいいんじゃないかとか、そういった基準というのは、もうあるわけですか。

○浅岡道路管理課長 歩行者に必要な幅員ということで最低2メートルは確保しなければいけないということになっております。

○柳澤委員 じゃあ、2メートルを最低確保すれば、客席を歩道に出しても良いという判断ですね。

○柏村委員 結論から言うと、今の2メートルについて、店の人からはそんな空間が取れない。基本は車道が問題なんだ。今、歩行者優先とか言っているけれども、基本的には車優先になっているから、車道をどうするかということを実原則にして、それから話さないで、いつまでたっても同じことだ。例えば銀座の歩行者天国みたいな形であれば、いくらでもできるわけですよ。そういう大胆な形をしなければ、この論議は何回やっても。例えば裁判になったときには、致命的ですよ。この狭い空間で、事故なりが起きたときには最終的に裁判をした場合には、かなり不利ですね。これは意見として述べておきます。

○寺内委員 モールのところは管理組合に管理してもらっているんだよね。その時に人を集めるために骨董市とかをやったんだけど、その時に1区画いくらってお金を取っちゃったんだよ。そうしたら、最初のうちは出てくれたけれども、負担になって、最後は3店舗ぐらいになっちゃって。それじゃあ人が集まらないよね。だから、お金を取るんじゃなくて今度は、そういうスペースがあるんだからそういうところで市民のために活用してくださいよ。そうすれば人が集まってくれるんだからという意味合いでやらないと。だからさっき、内田委員はお金を取らないんですかと言ったと思うんですよ。1区画でもお金を取るとしたら一般の人はそこに店を出しませんよ。だからそういうことを、民間の業者と行政が一緒になってやらないと。今までは、管理組合に全て任せていたけれども、行政がやろうとしていることと民間のやろうとしていることが正反対になってしまう。行政は、お金を取らなくても人が集まるようにやってくれば良いよと考えているんだけど、任された方は、いくらかでも取れば組合は楽になるからということで、逆な方向に走って行っちゃう。だから今度は、ちゃんと行政も入ってやってやらないと、一過性のもので終わっちゃうよ。まちなか元気市とか俺もこれまで見てきた。行政としては、そういうところに入って、民間の力を借りてきながら、人の集客を考えていかないと厳しいと思う。前にそういうことがあったので、今度そういう時は、前のことをおさらいして

考えてください。

○柳澤委員 今言っているのは、あくまでも歩道でしょ。寺内委員が行った広場は、別なんでしょう。それも入っているんですか。

○浅岡道路管理課長 寺内委員が話されたのは、多分モールの下の高架道のところだと思うんですけど、あそこの部分に関しても道路の1部なので、敷地に関しては道路敷になっています。

○柳澤委員 亀城モールも道路敷になるのですか。そうになると、俺のイメージとしてはそこに両脇に歩道があるよね。あれをイメージしたんだ。そうすると、亀城モールとかはまた別の考えになっちゃうよね。それこそ料金の疑問もついてくるし、にぎわい創設という目的があるにしても、そういう営業をするとすると、また別の考えになっちゃうのかな。管理費を出せとかそういう話になりかねないかな。どうなんだろう、難しいね。

○浅岡道路管理課長 営業の問題とかあるかと思うのですが、先ほど寺内委員が言ったように行政も入って、にぎわいを創設するということになれば、行政もひとつでなくいろんな課と思うのですが、横のつながりを統一して無償にするとかなどを考えていかなければと思っております。

○柳澤委員 まず基本的には、誰でも使える、出店できるよと。細かい事はまた次の段階で、お金の問題も。

○勝田委員長 私からもいいですか。今想定している亀城モールとかも含まれるということでもよろしいと思うのですが、実際に指定するのはいつぐらいの予定なのでしょいかね、候補地を選定していくのは。

○浅岡道路管理課長 条例ができると当然そういう話になるかと思うのですが、大変申し訳ないですが、今のところ時期は未定でございます。

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第9号土浦市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案どおり決しました。

(午前11時00分休憩)

(午前11時05分休憩)

○勝田委員長 再開します。続いて議案第10号土浦市建築基準条例の一部改正について、執行部から説明願います。

○櫻井建築指導課長 建築指導課です。議案第10号土浦市建築基準条例の一

部改正についてをお願いします。サイドブックスでは80ページ、紙の議案書も80ページをお願いします。条例の一部改正の概要ですが茨城県霞ヶ浦水質保全条例が一部改正されたことにより、土浦市建築基準条例で引用している表現の修正を行うことから条例の一部改正をするものであります。条例改正の内容としましては、生活排水の定義として専用住宅以外を除外対象に追加したものであります。サイドブックスの81ページ、議案書の81ページが改正文となります。建築指導課からは以上であります。審査のほどよろしくをお願いします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」との声あり）

○**勝田委員長** では、お諮りします。議案第10号土浦市建築基準条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○**勝田委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案どおり決しました。続いて議案第11号土浦市水道事業給水条例の一部改正について、執行部から説明願います。

○**黒須水道課長** 水道課でございます。議案書82ページをお願いいたします。給水条例の一部改正でございます。内容は、水道法施行令の一部改正に伴い準用する条項のずれを整理するものであり公布の日から施行するものであります。具体的には、土浦市水道事業給水条例第13条に規定する給水契約の申込みに関する規定で、準用する水道法施行令第5条が水道法施行令第6条に改正されたことに伴い、この条項のずれを正すものであります。また、併せてその他文言整理等を行うものでございます。説明は、以上でございます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」との声あり）

○**勝田委員長** では、お諮りします。議案第11号土浦市水道事業給水条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○**勝田委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案どおり決しました。続いて議案第24号常磐線土浦・神立間69K340M付近横断水路新設工事の施工協定の一部を変更する協定の締結について、執行部から説明願います。

○和田下水道課長 下水道課でございます。議案第24号常磐線土浦・神立間69K340M付近横断水路新設工事の施工協定の一部を変更する協定の締結につきまして、サイドブックの98ページ、資料番号の98ページをお願いします。当該施工協定は、神立菅谷雨水幹線整備事業におきまして、東日本旅客鉄道株式会社との協定に基づき施工しておりますJR常磐線の横断工事でございますが、この度の協定変更につきましては、平成29年度から4か年事業として実施してまいりました横断工事が今年度末に完成となりますことから、工事経費の精算に伴い協定額の変更を行うものでございます。つづきまして右側でございますサイドブックの99ページ、資料番号の99ページをお願いします。こちらの一覧は、施工協定の内容でございますが、協定の名称、工事場所、工事内容に変更はございませんが、4つ目の契約金額につきまして、上の行が変更前の額、下の行が変更後となりますが、精算による差額1億4,506万7,771円の減に伴う変更でございます。下水道課は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○勝田委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第24号常磐線土浦・神立間69K340M付近横断水路新設工事の施工協定の一部を変更する協定の締結については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第24号は、原案どおり決しました。続いて議案第25号市道の路線の認定について、執行部から説明願います。

○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。議案第25号市道の路線の認定(案)につきまして、御説明いたします。サイドブックの100ページ、議案書の100ページをお願いいたします。市道の認定につきましては、真鍋二丁目11号線の1路線でございます。市道認定路線の概要でございます。開発行為により新設された道路でありまして、道路側溝が布設され、舗装も完了しております。102ページをお願いします。真鍋二丁目11号線は、土浦第二高等学校の北側に位置します真鍋二丁目地内におきまして株式会社ノーブルホームによります開発面積約2,980平方メートル、12区画の宅地分譲地内に幅員6.02メートル、延長101.58メートルの市道を認定するものでございます。以上1路線の市道認定につきまして、よろしくお願ひいたし

ます。以上でございます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○**勝田委員長** では、お諮りします。議案第25号市道の路線の認定は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**勝田委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第25号は、原案どおり決しました。つづいて、議案第15号令和3年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算について、執行部から説明願います。

○**室町公園街路課長** 公園街路課でございます。サイドブックで238ページ、資料で235ページを御覧ください。議案第15号令和3年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算につきまして、御説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億7,073万2,000円で、前年度との比較では、57.5パーセントの減となっております。詳細につきましては、説明書で説明いたしますので、サイドブックで244ページ、資料で241ページを御覧ください。歳入です。昨年度に比べて、大幅減となっておりますが、この要因については、昨年度、市債に常名虫掛線街路事業用地取得事業の借換の予算計上してあったことによるものです。今年度の歳入については、1款繰入金のみで、一般会計からの繰入金となっております。市債の予算計上はございません。つづきまして、サイドブックで248ページ、資料で245ページを御覧ください。歳出です。1款1項1目元金及び2目利子につきましては、都市計画道路常名虫掛線街路事業外、事業の用地先行取得の償還金及び利子分となります。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○**勝田委員長** では、お諮りします。議案第15号令和3年度土浦市公共用地先行取得事業特別会計予算については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**勝田委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案どおり決しました。続いて議案第16号令和3年度土浦市駐車場事業特別会計予算について、執行部から説明願います。

○室町公園街路課長 議案第16号令和3年度土浦市駐車場事業特別会計予算につきまして、御説明いたします。この予算は、6か所の市営駐車場の管理運営のための経費でございます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億3,229万3,000円で、前年度との比較では、4.8パーセントの減となっております。詳細につきましては、説明書で説明いたしますので、サイドブックで260ページ、資料で257ページを御覧ください。歳入です。1款使用料につきましては、6か所の市営駐車場の利用料金でございます。サイドブックで261ページ、資料で258ページを御覧ください。2款繰越金は、科目設定のための計上です。サイドブックで262ページ、資料で259ページを御覧ください。3款諸収入1目雑入は、消費税還付金の計上となります。次のページをお願いします。4款市債につきましては、駅東駐車場のエレベーター改修工事に伴う借入金となります。ここからは、歳出です。1目業務管理費は、6つの市営駐車場の維持管理に要する経費でございます。12節委託料ですが、管理運営・機械設備の保守点検等に要する経費です。14節工事請負費の説明欄駐車場施設改修工事費につきましては、平成3年に設置し30年が経過した駅東駐車場の2基のエレベーターについて、老朽化が著しいことから、改修工事を実施するための予算計上です。24節積立金は、今後の駐車場施設の設備更新等に備え、基金に積み立てるものです。27節繰出金は、これまで、事業収支を保つため一般会計からの繰入金を計上しておりましたが、駐車場整備に係る公債費が令和元年度で終了となり、その繰入が不要となりますことから、一般会計へ繰り出すものです。2款公債費は、平成26年度に実施しました駅東駐車場の大規模修繕工事に係る償還金でございます。3款予備費は、科目設定のための計上です。地方債の令和元年度末の額、令和2年度末の見込み額、令和3年度末の見込み額です。恐れ入りますが、サイドブックで255ページ、資料で252ページにお戻りください。第2表地方債につきまして、御説明いたします。駐車場整備事業の起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきまして、この表のとおり定めるものです。説明は以上です。よろしく御願いいたします。

○勝田委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○平石委員 駐車場の使用料が前年度に比べて大分減っていますが、要因を教えてください。

○室町公園街路課長 こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響でテレワークですとか、まちなかに出歩く人が減ったことが要因と思われま

す。

○平石委員 西口と東口の稼働率はどのくらいでしょうか。

○室町公園街路課長 資料の持合わせがございませんので、後ほど御用意いたします。申し訳ありません。

○勝田委員長 それでは、後ほどお願いします。では、お諮りします。議案第16号令和3年度土浦市駐車場事業特別会計予算については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案どおり決しました。続いて議案第20号令和3年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算について、執行部から説明願います。

○和田下水道課長 下水道課でございます。議案第20号令和2年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算につきまして、サイドブックスの374ページ、予算書の371ページをお願いします。令和2年度土浦市農業集落排水事業特別会計の歳入歳出の総額は、それぞれ1億2,129万9,000円でございます。前年度との比較で、約3.1パーセントの減でございます。予算の詳細につきましては、サイドブックスの384ページ、予算書の381ページをお願いします。歳入歳出予算の事項別明細における歳入でございます。1款1項1目の受益者分担金でございますが、農業集落排水への新規加入の件数としまして、2件分の計上でございます。続いてサイドブックスの385ページ、予算書の382ページをお願いします。2款1項1目の農業集落排水使用料は、市内6地区に設置された排水処理施設の運営に伴う使用料金収入でございます。続いてサイドブックスの386ページ、予算書の383ページをお願いします。3款1項1目の農業集落排水事業費補助金は、公共下水道事業と同様に、河川や湖沼の水質保全のため、森林湖沼環境税の活用による農集本管への接続補助でございます。農業集落排水事業の歳入につきましては、以上でございます。次に、歳出につきまして、御説明いたします。サイドブックスの391ページ、予算書の388ページをお願いします。1款1項1目の農業集落排水事業管理費は、市内6地区の排水処理場及び管渠施設の維持管理に要する経費でございます。はじめに、主な経費について御説明いたします。10節需用費の光熱費は、処理場施設及び管路施設におけるマンホール圧送ポンプの電気料などでございます。つづきまして12節委託料は、6地区の処理場とポンプ施設の維持管理などに係る委託費用でございます。14節工事請負費は、排水施設の補修や更新及び汚水柵の設置に要する費用でございます。続いてサイドブッ

クスの392ページ、予算書の389ページをお願いします。18節の負担金補助及び交付金は、農業集落排水事業の運営に係る各協議会などへの負担金及び河川や湖沼などの水質向上のための下水道接続に係る補助金でございます。続いてサイドブックスの393ページ、予算書の390ページをお願いします。2款公債費は、起債の借りに係る償還元金及び利子分でございます。農業集落排水事業特別会計の説明は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○勝田委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」との声あり）

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第20号令和3年度土浦市農業集落排水事業特別会計予算については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案どおり決しました。続いて議案第21号令和3年度土浦市下水道事業会計予算について、執行部から説明願います。

○和田下水道課長 下水道課でございます。議案第21号令和3年度土浦市下水道事業会計予算につきまして、サイドブックスの400ページ、予算書の397ページをお願いします。下水道事業の予算につきましては、令和2年度より、地方公営企業法の財務規定を適用しておりますので、よろしくをお願いします。はじめに、下水道事業会計予算の第2条業務の予定量でございますが、市内の水洗化戸数は6万682戸の見込みでございます。また、年間の総汚水量につきましては、約1,503万9,000立方メートルの予定のため、1日平均で申し上げますと、約4万1,203立方メートルでございます。つづきまして、主な建設改良事業でございますが、汚水管渠整備事業・汚水ポンプ場整備事業・雨水排水路整備事業及び下水道施設の改築計画に伴うストックマネジメント事業の継続を予定しております。続いて第3条の収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、47億13万8,000円の収益でございまして、支出につきましては、45億1,545万円の費用計上でございます。また、収益的収支の詳細につきましては、後ほど事項別明細書により御説明いたします。続いてサイドブックスの401ページ、予算書の398ページをお願いします。第4条における資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、13億3,327万2,000円を計上しており、支出につきましては、28億1,973万5,000円の計上でございますが、資本的支出

に対する収入の不足分につきましては、当年度分の損益勘定留保資金などにより補てんするものでございます。また、資本的収支の内容につきましても、第3条の収益的収支と同じく、後ほど事項別明細書により説明させていただきます。続いて第5条の債務負担行為における公共下水道事業計画策定委託料は、下水道法に基づいた事業の継続に当たり定期的な全体計画及び事業認可の変更や期間延長などの手続に要する経費でございます。続いて第6条の企業債につきましては、公共下水道整備事業及び流域下水道の建設負担金に係る借入であり、起債の限度額や償還方法などについて定める事項でございます。続いてサイドブックスの402ページ、予算書の399ページをお願いします。第7条から第10条につきましては、工事請負などの支払いに関する一般会計からの一時借り入れ限度額や補助金の額及び予算流用の範囲並びに議決事項などについて規定する条項でございます。続いてサイドブックスの406ページ、予算書の403ページをお願いします。令和3年度、土浦市下水道事業会計実施計画書でございます。403ページは、下水道事業会計における収益的収支の一覧でございます。続いてサイドブックスの407ページ、予算書の404ページをお願いします。404ページは、資本的収支の一覧でございます。つづきまして、令和3年度土浦市下水道事業会計の予算事項別明細につきまして、サイドブックスの414ページ、予算書の411ページをお願いします。はじめに、収益的収入及び支出でございます。収益的収支は、下水道事業の経営に要する収入と、施設の維持管理に係る経費が主なものでございます。はじめに、収入から御説明いたします。1款下水道事業収益の1項営業収益は、下水道使用料金などの収入でございます。また、2項の営業外収益は、一般会計からの繰入れに当たる3目の他会計補助金及び5目の県補助金は、森林湖沼環境税を活用した下水道接続補助金でございます。また6目の長期前受金戻入は、一般会計からの補助金や国庫補助金など、現在までに要した下水道施設の建設費用につきまして、資産の耐用年数により分割した費用を計上するものでございます。続いてサイドブックスの415ページ、予算書の412ページをお願いします。収益的支出の一覧でございます。1款下水道事業費用の1項営業費用の1目、管渠費は、下水道管渠施設の維持管理に係る経費でございます。続いて2目のポンプ場費は、管渠費と同じく、市内10か所に設置されたポンプ場の維持管理費でございます。続いて4目の業務費は、下水道使用料徴収に関する業務委託のほか、会計年度職員の人件費などでございます。続いてサイドブックスの416ページ、予算書の413ページをお願いします。5目の総係費は、職員の人件費や事業運営に係る経常的な費用などでございます。下段の6目、

流域下水道は、本市の下水道排水は、県の霞ヶ浦浄化センターにて処理されておりますので、処理費用につきましては、維持管理負担金として、県へ納めるものでございます。続いてサイドブックスの417ページ、予算書の414ページをお願いします。7目の水洗化普及費は、小中学生を対象とした下水道コントロールに係る経費のほか、森林湖沼環境税の活用による下水道接続補助でございます。8目の減価償却費は、下水道管渠やポンプ場など、下水道施設において、毎年発生する減価償却分でございます。つづきまして、2項営業外費用は、起債の償還利子分及び下水道使用料などの収入に対して、国へ納める消費税でございます。続いてサイドブックスの418ページ、予算書の415ページをお願いします。こちらの一覧は、資本的収入及び支出でございます。資本的収支は、下水道施設の新設や改修整備など、資産の構築に係る収支でございます。はじめに、収入から御説明いたします。1款資本的収入は、公共下水道工事などの起債や受益者負担金及び汚水・雨水施設の整備に係る一般会計並びに国からの補助金でございます。つづきまして、支出について御説明いたします。1款資本的支出の1項建設改良費の1目管渠費は、人件費のほか下水道管渠施設の建設経費などでございます。続いてサイドブックスの419ページ、予算書の416ページをお願いします。中段の2目ポンプ場費は、市内10か所のポンプ場の改修及び東筑波新治工業団地内に新設中の汚水ポンプ場に係る経費でございます。2項の企業債償還金は、下水道整備における工事請負費などに要した、企業債の起債償還に要する費用でございます。なお、サイドブックスの420ページ、予算書の417ページから422ページにつきましては、職員の給与など人件費の内訳及び現在東筑波新治工業団地内で新設中のポンプ場新設における継続費調書並びに債務負担行為における支出予定額の調書でございます。下水道事業会計の説明は、以上でございます。よろしくお願ひします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」との声あり）

○**勝田委員長** では、お諮りします。議案第21号令和3年度土浦市下水道事業会計予算については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○**勝田委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案どおり決しました。

暫時休憩とします。

(午後2時00分休憩)

(午後2時05分再開)

○**勝田委員長** 再開します。続いて議案第22号令和3年度土浦市水道事業会計予算について、執行部から説明願います。

○**黒須水道課長** 水道課でございます。サイドブックス430ページ、予算書427ページをお願いします。議案第22号令和3年度土浦市水道事業会計予算(案)につきまして、御説明いたします。はじめに、第2条業務の予定量でございますが、給水戸数は6万6戸で、昨年度比で約2,300戸の減となり、給水量は1,426万5,000立米で前年度比約24万立米の減を予定してございます。つぎに、主な建設改良事業でございますが、新たに策定をいたしました第2次土浦市水道事業基本計画等を基に、配水管の新設・老朽管の布設替・配水場の施設の更新を行っていく予定でございます。次の第3条水道事業収益でございますが、35億5,852万円で、前年度比0.2パーセントの減、水道事業費用は、34億6,281万7,000円、前年度比0.3パーセントの増となっております。サイドブックス431ページ、予算書428ページをお願いいたします。資本的収入は、1億8,290万円で、前年度比40.9パーセントの減でございます。資本的支出は、11億6,796万4,000円で、前年度比23.7パーセントの減でございます。なお、この資本的収入が資本的支出に不足する額9億8,506万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたします。この第3条の収益的収支及び第4条資本的収支の詳細につきましては、事項別明細で御説明いたします。令和3年度土浦市水道事業会計予算事項別明細でございます。はじめに、収益的収入及び支出について御説明いたします。まず、収入でございますが第1款の水道事業収益につきましては、前年度と比べ約660万円の減収を見込んでおります。この収益の主なものでございます。1目の給水収益は、各用途別の水道料金収入及び量水器の使用料でございます。つぎに、2目の受託工事収益は、主に道路改良や下水道などの各種工事に伴う水道管移設の費用を一般会計から負担していただくものです。3目その他営業収益は、指定工事店の登録に係る手数料や消火栓の付替えに伴う負担金などの水道加入金でございます。つづいて2項営業外収益は、サイドブックス445ページ、予算書442ページをお願いします。1目受取利息は、定期預金などの利息でございます。次に2目長期前受金戻入は、平成26年度から企業会計制度の見直しにより新たに設けられた収益で、水道管などの資産の財源である工事負担金や新規給水加入金などを減価償却に合わせ耐用年数の期間にわたって各年度に収益として計上するもの

です。しかしながら、現金として存在するものではございません。つづきまして、支出でございます。水道事業費用ですが、前年度と比べますと約1,150万円の増、率にして約0.3パーセントの増となっております。1項営業費用の1目原水及び受水費の主なものですが、サイドブックス446ページ、予算書443ページをお願いします。中段の受水費で、これは県企業局からの浄水購入費用でございます。続いて2目配水及び給水費として、主なものでございますが、サイドブックス447ページ、予算書444ページをお願いします。委託料の中、配水業務委託料は、大岩田配水場をはじめ市内の4配水場のポンプ運転並びに保安管理業務委託の費用でございます。次にサイドブックス448ページ、予算書445ページをお願いいたします。3目受託工事費の中、主なものは工事請負費で、水道管を破損させてしまったときの被害漏水修理や道路改良などで支障となった水道管移設費用が主なものでございます。つぎに、4目業務費でございます。サイドブックス449ページ、予算書446ページをお願いします。委託料として水道料金徴収業務に係る委託料が主なものでございます。続いてサイドブックス451ページ、予算書448ページをお願いいたします。2項営業外費用の中、主なものは1目支払い利息で、これまでの施設整備に充当した企業債の利息の支払いでございます。なお企業債について、現在残高・増減見込み等に関する調書をサイドブックス460ページ、予算書457ページに添付してございます。後ほどご参照ください。サイドブックス451ページ、予算書448ページをお願いします。3項特別損失の2目過年度損益修正損は、漏水等による過年度の水道料金の減額分を計上するものでございます。同じく3目その他の特別損失は、平成26年度からの制度改正により水道課職員の退職給付費を計上したものであります。以上が、収益的収入及び支出でございます。つづきまして、サイドブックス452ページ、予算書449ページをお願いします。1款資本的収入について御説明申し上げます。1目企業債は、水道管の布設などや施設整備に充てる費用でございます。次の2項1目の一般会計負担金は、神立駅西口地区土地区画整理事業に伴う配水管布設負担金でございます。続いて資本的支出について御説明申し上げます。サイドブックス453ページ、予算書450ページをお願いします。1目配水設備費の中、主なものとして配水管の新設や老朽化した管の布設替えなどの工事請負費でございます。2目の営業設備費の中、固定資産購入費は、神立配水場内の機器の更新が主なものでございます。次に2項1目の企業債償還金は、配水管施設整備等に係る企業債の元金償還費用でございます。以上が、令和3年度水道事業の会計予算の概要でございます。

○勝田委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○内田委員 減水になって、いつ頃から利益となるのですか。

○黒須水道課長 令和6年度をめどに工事を進めていくと企業局から伺っております。

○内田委員 ということは、工事をしないと県西にはいかないんだ。

○黒須水道課長 はい、県南で作った余剰水を足りない地区に送る関係で、県南から県西への管の布設が終わらないと、水を送ることができません。

○内田委員 今まで新治でもらっていたパイプを逆流すればよいのではないか。

○黒須水道課長 排水系統が異なるので、新治浄水で作った水を県西に送るのは、物理的にできないものとなっております。どうしてもバイパス工事が必要になってまいります。

○内田委員 土浦はあるわけだから、こっちのエリアじゃないよね。

○黒須水道課長 守谷の方になるかと思えます。

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第22号令和3年度土浦市水道事業会計予算については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第22号は、原案どおり決しました。つづいて議案第27号令和2年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第1回)について、執行部から説明願います。

○室町公園街路課長 公園街路課です。サイドブックで26ページ、資料で26ページを御覧ください。議案第27号、令和2年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第1回)について、御説明いたします。駐車場事業特別会計補正予算(第1回)は、歳入歳出それぞれ165万4,000円を追加し、総額を1億4,056万3,000円とするものであります。詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。はじめに、歳入です。4款1項1目一般会計繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による増額補正による一般会計からの繰入金です。サイドブックで33ページ、資料で33ページを御覧ください。続いて歳出の補正です。1款1項1目業務管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、飛沫防止のため、土浦市営東口駐車場トイレの和式便器を洋式便器に交換するための補正でございます。恐れ入りますが、サイドブックで29ページ、資料で29ページにお戻りください。第2表繰越明許費につきまして、御説明させて

いただきます。1款1項市営駐車場管理運営事業関係新型コロナウイルス感染症対策事業につきまして、令和2年度中の契約及び工事の実施が困難なため、繰越措置をお願いするものです。私からの説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」との声あり）

○**勝田委員長** では、お諮りします。議案第27号令和2年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○**勝田委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第27号は、原案どおり決しました。続いて議案第28号令和2年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について、執行部から説明願います。

○**和田下水道課長** 下水道課でございます。議案第28号令和2年度土浦市農業集落排水特別会計補正予算（第1回）につきまして、サイドブックスの34ページ、追加議案書の34ページをお願いいたします。はじめに、補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業における、農業集落排水事業管理費の補正でございますが、土浦市農業集落排水特別会計（第1回）補正に伴い、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ、1,422万3,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ1億3,937万3,000円とするものでございます。事業概要につきましては、現在の農業集落排水の施設台帳が紙ベースの資料であり、施設状況の確認は窓口での案内のため、施設台帳の電子化により窓口以外にインターネットでの閲覧を可能とするものでございます。続いてサイドブックスの40ページ、追加議案書の40ページをお願いいたします。このページは、補正に伴う歳入一覧でございます。4款1項1目の一般会計繰入金は、農業集落排水事業管理費の補正に伴う一般会計繰入金の増でございます。続いてサイドブックスの41ページ、追加議案書の41ページをお願いいたします。このページは、補正に伴う歳出の一覧でございます。1款1項1目の農業集落排水事業管理費でございます。内容につきましては、農業集落排水事業、管理費関係新型コロナウイルス感染症対策事業に関する施設台帳管理システムの構築にかかる委託料でございます。恐れ入りますが、サイドブックスの37ページ、追加議案書の37ページにお戻り願います。第2表繰越明許費の一覧でございます。農業集落排水事業管理費関係新型コロナウイルス感染症対

策事業に関する施設台帳管理システムの構築にかかる事業費の繰越しをお願いするものでございます。下水道課は、以上でございます。

○勝田委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」との声あり）

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第28号令和2年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第28号は、原案どおり決しました。続いて議案第30号令和2年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について、執行部から説明願います。

○室町公園街路課長 公園街路課です。同じくサイドブックで80ページ、資料で80ページを御覧ください。議案第30号令和2年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について、御説明いたします。駐車場事業特別会計補正予算（第2回）は、歳入歳出それぞれ3,990万5,000円を減額し、総額を1億65万8,000円とするものであります。詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたしますので、サイドブックで85ページ、資料で85ページを御覧ください。はじめに、歳入です。1款1項1目駐車場使用料につきましては、新型コロナウイルスの影響で在宅勤務が増加したことや、活動自粛による駅前施設の休業があったことにより、駐車場利用が減少したため、駐車場使用料の減額補正をお願いするものです。サイドブックで86ページ、資料で86ページを御覧ください。続いて歳出の補正です。1款1項1目業務管理費14節工事請負費につきましては、説明欄に記載の駐車場施設改修工事費として実施しました駅西口駐車場トイレ改修工事のほか2件の工事について、事業費の確定に伴う減額補正です。24節積立金及び、27節繰出金については、歳入で御説明しましたが、歳入減に伴い、減額補正をお願いするものです。説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。また、関連して先程平石委員から御質問のあった件について、御説明いたします。駐車場の稼働率の質問をいただきましたが、回転率ということでデータをとっておりまして、回転率というのは、ひとつの駐車場で1日に停められる台数を1としまして、100台のスペースがある駐車場に100台停まれば、1とします。これを踏まえまして、令和元年度駅東駐車場の回転率は0.26で、今年度は0.16という状況になっています。38パーセントの減で

す。駅西駐車場は、令和元年度は0.77でございますが、今現在の平均は0.53です。

○**勝田委員長** ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」との声あり）

○**勝田委員長** では、お諮りします。議案第30号令和2年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○**勝田委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第30号は、原案どおり決しました。続いて議案第34号令和2年度土浦市下水道事業会計補正予算（第3回）について、執行部から説明願います。

○**和田下水道課長** 下水道課でございます。第34号令和2年度土浦市下水道事業会計補正予算（第3回）につきまして、サイドブックスの112ページ、追加議案書の112ページをお願いいたします。はじめに、補正の内容でございますが、下水道事業会計における、収益的収支につきましては、消費税の修正申告に係る納税額などの増に伴う補正でございます。また、資本的収支の補正は、流域下水道事業費の補正でございますが、国の令和2年度予算第3次補正による県の流域下水道建設費の補正に伴いました市町村負担金の増でございます。112ページは、下水道事業会計の収支に関する条項でございます。条文の第2条及び第3条は、補正に伴う収益的収支と資本的収支の額を改めるものでございます。サイドブックスの113ページ、追加議案書の113ページをお願いいたします。次の第4条は、補正に伴う起債額の改正でございます。続いて第5条は一般会計からの補助額を改めるものでございます。サイドブックスの116ページ、追加議案書の116ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の事項別明細書でございます。収入における、1款、2項、3目の他会計補助金は、一般会計からの補助額の補正でございます。また、支出につきまして、1款、3項、5目のその他特別損失は、消費税の修正申告に関する納付額の補正でございます。サイドブックスの117ページ、追加議案書の117ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の事項別明細書でございます。収入における1款1項1目の企業債は、流域下水道事業費の起債でございます。また、支出につきましては、1款、1項、3目の流域下水道事業費における市町村負担金でございます。下水道課は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。この件について、御意見、御質問は

ありますか。

(「なし」との声あり)

○**勝田委員長** では、お諮りします。議案第34号令和2年度土浦市下水道事業会計補正予算(第3回)については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**勝田委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第34号は、原案どおり決しました。続いての次第は、報告事項です。執行部から説明をお願いします。

○**和田下水道課長** 下水道課でございます。土浦市農業集落排水事業経営戦略(案)の策定につきまして、恐れ入りますが、サイドブックのはじめのフォルダをお開きいただきまして、③の土浦市農業集落排水事業経営戦略(案)についての資料をお願いします。それでは、サイドブックの2ページ、資料1の1ページをお願いします。こちらのページは、土浦市農業集落排水事業経営戦略の概要資料でございます。この度の経営戦略策定の経緯でございますが、農業集落排水事業におきましても、将来的な農村地区の人口減少などによる料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新工事など、費用の増大が見込まれるため、一層の経営の健全化が求められております。経営戦略策定の目的でございますが、将来的な経営の効率化と合理的な事業運営により、財政面における経営基盤の強化を図るものでございます。また、策定の概要でございますが、農業集落排水は、農村地区における各御家庭からの排水施設であり、市民生活のための重要な施設でございますので、長期視点に立った安定的な事業運営に努めるものでございます。計画期間につきましては、令和3年度から12年度までの10年間でございます。なお、本市の農業集落排水施設は、計画6地区の整備が全て完了しておりますが、今後の改修事業などにつきましては、多額の経費を要しますので、国庫補助金等の活用による財源の確保や経費の縮減に努めるとともに、現在、国や県が調査しております下水道事業との統合につきましても、費用対効果を含めて検証してまいりますので、よろしく願いいたします。また、サイドブックの4ページ、資料の1ページから、サイドブックの19ページ、資料の15ページは、農業集落排水経営戦略の本文でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○**柳澤委員** 農集は西根が最後で、新規の事業はやらないと前に聞いたのですが。

- 和田下水道課長 柳澤委員のおっしゃるとおり、西根が最後の事業でございます。
- 柳澤委員 今稼働している地区以外に、ほかにも農業地域はありますか。
- 和田下水道課長 細かい集落があるかも知れませんが、現在、計画はありません。集落にいたらないところについても、計画はございません。
- 柳澤委員 ということは、まとまった集落には設置済みということによいか。
- 和田下水道課長 おおむね、整備は進んでおりまして、上大津地区などは公共事業の範囲に入っていますので、そちらの方での整備となっています。
- 柳澤委員 利用率で、西根地区が書いてあったね。水洗化率81.4パーセントというデータができていて、水洗化率イコール利用率という理解でよいだろうか。
- 和田下水道課長 もともとの計画から言いますと、当初の人口は5,000人を超えていましたが、そこまで延びず、3,700人程度となっています。
- 柳澤委員 そういう話を聞きたいんじゃないで、計画エリアに100軒の家があって、100軒が水洗化していれば100パーセントだよ。そういう意味で西根の81.4パーセントは、そういう意味ではないんですか。
- 和田下水道課長 そのとおりでございます。
- 柳澤委員 では、100パーセントに近づけてやらないと、それでなくても農集は最初から大赤字でやっているわけですから。どんどん普及するように。
- 和田下水道課長 PRはやらせていただいておりますが、なかなか伸びていかない状況でございます。特に西根の水洗化率が一番低くなっていますので、今後PRを進めていければと考えております。
- 柳澤委員 一般の下水道は面積当たり400円とか500円と課金されている。農集はどうですか。
- 和田下水道課長 農集につきましては、受益者分担金という形をとっております。一番高いところで32万円程度をいただいて新規加入をお願いしているところです。
- 柳澤委員 積極的に進めていかないと、ますます赤字が広がってしまいます。設備の更新という話もあったから、是非よろしく。
- 和田下水道課長 委員おっしゃるとおりですので、努力させていただきます。
- 勝田委員長 続きまして工事発注状況報告については、各自資料に目を通すこととし、説明は省略いたします。続いて次第の5その他について、執行部から何かありますか。
- 船沢都市産業部長 執行部からは、以上でございます。

○勝田委員長 長時間にわたり，お疲れ様でございました。以上で，産業建設委員会を閉会します。